

行政事業レビュー実施要領（抜粋）

第 2 部 事業の点検等

2 外部有識者による点検

(3) 対象事業の選定

① チーム（行政事業レビュー推進チーム。以下同じ。）は、以下の基準のいずれかに該当する事業について、外部有識者に点検を求める必要がある。

ア 前年度に新規に開始したもの

イ 当該年度が事業の最終実施年度又は最終目標年度に当たるもの

ウ 前年のレビューの取組の中で行政改革推進会議による意見（第 4 部の 1 の（1））の対象となったもの

エ その他、翌年度予算の概算要求に向けて事業の継続の是非等を判断する必要があるもの

（以下略）

② チームは、①の他に、全てのレビュー対象事業が少なくとも 5 年に一度を目途に外部有識者の点検を受けることになるよう、前年度事業（補正予算に計上された事業を含む。）の中から事業を選定し、外部有識者に点検を求めるものとする。

（中略）

その際、客観性を向上させ、外部有識者の知見が十分に活かせるよう、外部有識者会合を活用し、選定の考え方について外部有識者の理解を得て選定を行うとともに、対象事業数に年ごとの偏りが生じないよう選定を行うこととする。

【参考】

第 4 部 行政改革推進会議による検証その他重要事項

1 行政改革推進会議による検証等

(1) 行政改革推進会議による検証

行政改革推進会議は、各府省の点検が十分なものとなっているか、点検結果が的確に概算要求に反映されているか、公表内容が十分なものとなっているか等について検証を行い、必要に応じ、検証の結果が予算編成過程、制度改正等で活用されるよう意見を提出するものとする。

平成27年度外部有識者点検対象事業（案）

（単位：百万円）

事業 番号	事業名	平成26年度 補正後予算額	平成27年度 当初予算額	事業所管 部局	取りまとめ 担当（案）
1	0001 民事基本法制の整備	80	69	民事局	井上委員
2	0002 司法書士試験等国家試験の実施	40	38	民事局	瀬戸委員
3	0003 刑事基本法制の整備	59	55	刑事局	井上委員
4	0008 法教育の推進	14	14	大臣官房司法法制部	中村委員
5	0009 法務に関する調査研究	34	38	法務総合研究所	瀬戸委員
6	0018 矯正の企画調整の実施	108	161	矯正局	中村委員
7	0022 社会復帰に必要な刑務所作業の実施	4,398	4,219	矯正局	井上委員
8	0031 自立更生促進センターの運営	120	118	保護局	瀬戸委員
9	0037 公安情報電算機処理システムの整備・運用	158	146	公安調査庁	中村委員
10	0054 人権関係情報提供活動等の委託等	234	305	人権擁護局	井上委員
11	0057 出入国管理業務の実施	4,415	5,131	入国管理局	瀬戸委員
12	0061 バイオメトリクスシステムの維持・管理	5,377	4,132	入国管理局	中村委員
13	0066 開発途上国に対する法制度整備支援の推進	121	123	法務総合研究所	井上委員
14	0070 刑事情報連携データベース	84	376	大臣官房秘書課	中村委員